

「大分県小売事業者等による まちづくりの推進に関する条例」 とは？

- 地域の商工団体等（商工会議所・商工会・商店街等）は地域経済の活性化を図るため、まちづくりの中心的な役割を果たしています。



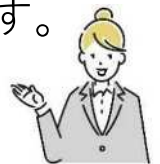
条例制定の目的

- 小売事業者の皆さまに、まちづくりの活動に積極的に参加していただくことで、地域の健全な発展と県民生活の向上を目的としています。

大分県からのお願い

地域の小売事業者の皆さまには、地域経済の活性化のため、

- 💡 商工団体等が行うまちづくりの活動に積極的に参加・協力をお願いいたします。
- 💡 商工団体等への加入など、商工団体等と相互に協力していただくようお願いいたします。
- 💡 商工団体等がまちづくりの活動を実施するときは、応分の負担をすることなど、活動へのご協力をお願いいたします。



大分県商工観光労働部

加入等のお問合せはお近くの商工会議所・商工会・商店街等へお願いいたします。

大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、小売事業者等の行う経済活動等が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、小売事業者等が地域におけるまちづくりの活動に積極的に参加し、協力する機運を高め、もって地域の健全な発展と県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 まちづくり 県民がそれぞれ生活している地域について、県民、小売事業者等及び商工団体等が自発的に、単独で又は協力して、経済活動、地域貢献活動その他の活動を通じて、当該地域の商店街等の活性化を図ること等により、当該地域を快適で魅力あるものとしていくことをいう。
- 二 小売事業者等 地域において商工関係事業を営む者及び小売商業施設を設置する者をいう。
- 三 商工団体等 商工会議所、商工会、商店街振興組合等の法人格を有する商工団体及び商店会等の法人格を有しない商工団体をいう。

(小売事業者等の協力)

第三条 小売事業者等は、経済活動その他の活動を通じて地域の活性化に果たす役割の重要性を認識し、自らまちづくりの推進に努めるとともに、商工団体等が実施するまちづくりの活動に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

2 小売事業者等は、地域経済の活性化を図るため、当該地域のまちづくりの活動に中心的な役割を担う商工団体等への加入等により、相互に協力するよう努めるものとする。

3 小売事業者等は、商工団体等がまちづくりの活動を実施するときは、応分の負担をすること等により、当該活動に協力するよう努めるものとする。

(県の役割)

第四条 県は、まちづくりの活動が円滑に推進されるよう、市町村と連携して、当該活動に対し積極的に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

【問合せ先】

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

商業・サービス業支援班

電話 097-506-3289 / FAX 097-506-1754

大分県商工観光労働部商工観光労働企画課 商工団体班

電話 097-506-3218 / FAX 097-506-1752